社会福祉法人晋栄福祉会
ナーシングホーム智鳥
特別養護老人ホーム
料金表

※料金表の額につきましては、令和6年4月1日時点の表記です。

介護保険料　第4段階以上 （1カ月を30日として計算）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥27,164	¥29,691	¥32,397	¥34,957	¥37,447
居住費（2800円/日）	¥84,000				
食費（1600円/日）	¥48,000				
合計金額 （負担割合　1割）	¥159,164	¥161,691	¥164,397	¥166,957	¥169,447
合計金額 （負担割合　2割）	¥186,327	¥191,381	¥196,794	¥201,914	¥206,893
合計金額 （負担割合　3割）	¥213,491	¥221,072	¥229,191	¥236,871	¥244,339
介護保険負担限度額認定 第3段階　②	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥27,164	¥29,691	¥32,397	¥34,957	¥37,447
居住費（1310円/日）	¥39,300				
食費（1360円/日）	¥40,800				
合計金額 （負担割合　1割）	¥107,264	¥109,791	¥112,497	¥115,057	¥117,547
介護保険負担限度額認定 第3段階　①	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥27,164	¥29,691	¥32,397	¥34,957	¥37,447
居住費（1310円/日）	¥39,300				
食費（650円/日）	¥19,500				
合計金額 （負担割合　1割）	¥85,964	¥88,491	¥91,197	¥93,757	¥96,247
介護保険負担限度額認定 第2段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥27,164	¥29,691	¥32,397	¥34,957	¥37,447
居住費（820円/日）	¥24,600				
食費（390円/日）	¥11,700				
合計金額 （負担割合　1割）	¥63,464	¥65,991	¥68,697	¥71,257	¥73,747
介護保険負担限度額認定 第1段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥27,164	¥29,691	¥32,397	¥34,957	¥37,447
居住費（820円/日）	¥24,600				
食費（300円/日）	¥9,000				
合計金額 （負担割合　1割）	¥60,764	¥63,291	¥65,997	¥68,557	¥71,047

ご利用料金は、介護サービス費・居住費・食費の合計額が基本的な料金となります。

●居住費や食費は所得の状況によりいくつかの段階に分かれます。どの段階の所得状況に該当するかは最終的には市区町村が決定します。 該当される方は市町村担当課で**「介護保険負担限度額認定証」**を申請してください。

●介護保険自己負担額は、介護保険制度の改定により変更された場合は、それに応じて変更することとなります。

●介護保険自己負担額には、所得に応じて月々の負担の上限が設定されています。

●医療費（診療費・薬剤費・歯科診療費）や理美容代などは別途ご負担いただくこととなります。

●介護保険自己負担分（料金表）の中には、各種加算が算定されています。個別で算定対象の方については別途加算を算定します。 また、職員体制等により新たに加算を算定させていただく場合がございます。

（介護サービス費には以下の加算が含まれています）
・看護体制加算Ⅰ（4単位/1日） ・看護体制加算Ⅱ（8単位/1日）
・日常生活継続支援加算Ⅱ（46単位/1日） ・個別機能訓練加算（12単位/1日）
・精神科医療指導加算（5単位/1日）
・科学的介護推進体制加算Ⅰ （40単位/月）・生産性向上推進体制加算Ⅰ （100単位/月）
・協力医療機関連携加算Ⅰ （100単位/月）
・介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の83/1000加算/1月）
・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の27/1000加算/1月）
・ベースアップ等支援加算（所定単位数の16/1000加算/1月）

（ご利用者の個別の状況や職員体制により、以下の加算を算定させていただく場合があります）
・栄養ケアマネジメント強化加算（11単位/1日） ・安全対策体制加算 （入居月のみ 20単位/月）
・初期加算（入居後30日、もしくは30日以上の入院後再入居した場合 30単位/日）
・配置医師緊急対応加算【早朝・夜間及び深夜を除く】（325単位/回）
・新興感染症等施設療養費 （240単位/日【連続5日間迄】） ・退院時情報提供加算 （250単位/回）
・退所時栄養情報連携加算 （70単位/回）
・経口移行加算 （28単位/日） ・経口維持加算Ⅰ（400単位/月）
・看取り介護加算

●入居者が病院等に入院された場合の対応について（重要事項説明書の内容の再掲です）
当施設に入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。
＜①6日間以内の入院の場合＞
6日以内の入院の場合は、退院後再び施設に入居することができますが、入院中引き続き居室を占有される場合は居住費ならびに厚生労働省告示による入院・外泊時の介護給付費における一部（246単位/日）をご負担いただくことになります。
＜②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合＞
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合や、退院日が予定できなかった場合などで、退院時に受入準備が整っていない時には、併設事業である短期入所生活介護をご利用いただく場合があります。この場合、上記にある入院期間中の所定の料金をご負担いただく必要はありません。なお、ご相談の上、入院期間中の居室を短期入所生活介護等、他のご入居者の居室として使わせて頂く場合があります。
また、**短期入所生活介護等、他のご入居者の居室として使わせていただかない場合で引き続き居室を占有される場合は居住費をご負担いただくことになります。居住費［第4段階］相当額を居室確保料（2,800円/日としてご負担いただくことになります。**（介護保険負担限度額認定証が発行されておられる方は、特定入所者介護サービス費対象者の補足給付は6日間のみで、7日目以降は居室確保料（2800円/日）となります）

食費・居住費（滞在費）の負担軽減の判定基準とついて			
利用者負担段階（介護保険負担限度額認定）	所得などの条件	預貯金などの条件	高額介護サービス費利用者負担上限額
第4段階	＊上記に該当していない方（負担限度額認定証をお持ちでない方）		
第3段階②	＊市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額（遺族年金、障害年金など）と合計所得金額の合計額が120万円超の方	＊預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円以下（夫婦は合計1500万円以下）	24,600円（世帯）
第3段階①	＊市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額（遺族年金、障害年金など）と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	＊預貯金、有価証券等の金額の合計が550万円以下（夫婦は合計1550万円以下）	24,600円（世帯）
第2段階	＊市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額（遺族年金、障害年金など）と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	＊預貯金、有価証券等の金額の合計が650万円以下（夫婦は合計1650万円以下）	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
第1段階	＊生活保護受給者 ＊市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	＊預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円以下（夫婦は合計2000万円以下）	15,000円（世帯）